

授与機関名 順天堂大学

学位記番号 ス乙第 14 号

参考資料としての学習指導要領における体育科学習内容の位置づけに関する検討

(Examination about the positioning of the physical education learning contents in the course of study as reference materials)

今関 豊一 (いまぜき とよかず)

博士 (スポーツ健康科学)

論文内容の要旨

本研究の目的は、戦後草創期の体育科学習指導要領作成過程にみられた学習内容編成の枠組および学習内容の位置づけに関わった問題点を明らかにすることであった。

1.戦後草創期の 1947 年(昭和 24 年)学校体育指導要綱、1949 年(昭和 26 年)小学校学習指導要領体育編(試案)、1951 年(昭和 26 年)の中学校・高等学校学習指導要領保健体育科体育編(試案)では、教科の枠組みが「目標－教材－方法」でとらえられ、学習内容の意味合いを漠然と教材(身体活動)の中に含ませていた。運動(身体活動)が目標達成の手段として考えられたことから、学習内容という概念やその位置づけは不明瞭なままに留め置かれることになった。

2.1951 年の時点においても、教材と内容の概念的関係はあいまいなままであった。「学習内容」という概念は、「教材」と「学習活動」の双方の意味で用いられ、明確に規定されることはなかった。しかし、この学習指導要領で適用された「教材評価法」においては、教材選択の根拠として、発達上の価値に加えて、余暇活動として評価できるものという運動の文化的価値を認めるようになり、それまでの教材(身体活動)の考え方から一歩前進しており、ここに学習内容の萌芽を読み取ることができる。

3.1953 年(昭和 28 年)小学校学習指導要領体育編(試案)改訂版において、学習内容が位置づけられた。学習内容は、指導目標を子どもたちの立場にたって具体化したものと考えられ、また、運動の文化的価値の一部を学習内容として位置づけたことは、不明瞭さが残るものの、現在の体育科における学習内容の枠組みの基礎を創りあげたともいえる。

4.以上のように、戦後 10 年間の時代においては、運動そのものが有する文化的価値の側面から学習内容が構想され、位置づけられたわけではなかった。したがって、学習内容は指導目標を具体化した「学年目標」にはなりえても、子供たちが確実に習得することができる学習内容にはなりえなかった。